

学校と福祉機関の連携に係る検討会議設置要綱

1 目的

放課後等デイサービス等の福祉サービスを利用する児童生徒が増加する中、学校と障害児通所支援事業所（以下、「事業所等」という。）が保護者の同意のもとに支援情報を共有し、児童生徒の日常的な教育効果を高めるために、学校と事業所等が連携した支援体制構築に向けた、モデル校及びモデル地域における取組の推進にかかる方策等に対する意見聴取のため、学校と福祉機関の連携に係る検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 学校と事業所等との連携の在り方
- (2) 児童生徒への切れ目ない支援に向けた推進方策
- (3) 連携促進に向けた県内への普及啓発の方策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、学校と福祉機関の連携に関し必要な事項

3 組織

検討会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

4 会議

- (1) 検討会議の開催にかかる構成員の招集は兵庫県教育長が行う。
- (2) 構成員は、事故その他やむを得ない理由により検討会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- (3) 兵庫県教育長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (4) 検討会議は、公開とする。ただし、検討会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
議事録、議事要旨及び検討会議資料は、原則として公開とする。

5 委員長

- (1) 検討会議の議事を進行するため、構成員の互選により、委員長を選任する。構成員の承認を得て、構成員の中から委員長代理を指名することができる。
- (2) 委員長代理は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

6 謝金・旅費

- (1) 構成員及び構成員の代理人が検討会議に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。
- (2) 謝金・旅費の支給については、別に定める。

7 委任

この要綱に定めるもののほか、検討会議の開催に関して必要な事項は、別に定める。

8 附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。